

名古屋市公報

平成19年 5月23日号

第709号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

目次	ページ
告 示	
○ 名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第200号)	2
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第201号)	3
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第202号)	4
○ 土壌汚染等対策指針の一部改正について (環境・公害対策課) (第203号)	6
○ 土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針の改正について (環境・公害対策課) (第204号)	7
<hr/>	
上 下 水 道 局 告 示	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第5号)	8
<hr/>	
監 査 公 表	
○ 平成19年監査公表 (第4号)	21
<hr/>	
公 告	
○ 公告 (農業委員会農地部会の開催) (農業委員会)	32
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課)	33
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課)	36
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課)	39
<hr/>	
雑 報	
○ 名古屋市議会正副議長の人事異動 (市会・総務課)	41
○ 特別職人事異動 (監査事務局)	42
<hr/>	
正 誤	
○ 平成19年 4月25日付名古屋市公報第 706号中の訂正について	43

名古屋市告示第 200号

名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成19年 5月15日

名古屋市長 松原武久

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 鳴海団地地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市緑区鳴海町字姥子山、字尾崎山及び字細根の各一部

3 都市計画の案の縦覧期間及び時間並びに場所

(1) 縦覧期間

平成19年 5月15日から平成19年 5月29日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 201号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年 5月18日

名古屋市長 松 原 武 久

1 許可年月日及び許可番号

平成18年11月29日 18指令住開指第 140号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鳴海町字境松56番17、56番18、71番 9、74番
愛知県豊明市前後町三ツ谷1298番 1、1298番 5、1299番 3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市昭和区桜山町五丁目99番地の 6
丸美産業株式会社
代表取締役 嶺木昌行

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 202号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

平成19年 5月18日

名古屋市長 松原武久

表中

「

若宮大通公園	中区大須一丁目、大須二丁目、大須三丁目、大須四丁目、千代田一丁目、千代田五丁目 千種区吹上一丁目	図面中25の9の区域	昭和54年 5月 1日
--------	---	------------	-------------

」

を

「

若宮大通公園	中区大須一丁目、大須二丁目、大須三丁目、大須四丁目、千代田一丁目、千代田五丁目 千種区吹上一丁目	図面中25の10の区域	昭和54年 5月 1日
--------	---	-------------	-------------

」

に、

「

上ノ山公園	緑区有松町大字桶狭間	図面緑 210の区域	平成19年 4月 1日
-------	------------	------------	-------------

」

を

「

上ノ山公園	緑区有松町大字桶狭間	図面緑 210の区域	平成19年 4月 1日
鳴海東公園	緑区鳴海町字尾崎山	図面緑 211の区域	平成19年 5月19日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成19年 5月19日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

土壤汚染等対策指針の一部改正について

土壤汚染等対策指針（平成15年名古屋市告示第 413号）の一部を次のように改正します。

平成19年 5月18日

名古屋市長 松原武久

1 第 7の次に次の 1条を加えます。

第 8 調査対象物質以外の特定有害物質による土壤汚染等の汚染拡散防止措置

この指針に定める調査を実施するなかで、調査対象物質以外の特定有害物質により、土壤又は地下水の汚染の状況が土壤汚染等処理基準に適合しないことが判明したときは、特定有害物質等取扱事業者又は大規模土地改変者は、「第 5 汚染拡散防止措置」に定める汚染拡散防止措置を実施するよう努めるものとする。

2 別表 3の 1の項の (1)のアに次のただし書を加えます。

ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。

3 別表 3の 1の項の (1)のイ中「土壤の埋め戻しを行った後、埋め戻しを行った土地に」を「土壤の埋め戻しを行った場合には埋め戻しを行った土地又は埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁に、土壤の埋め戻しを行わなかった場合には掘削を行った土地又は掘削された場所にある地下水の下流側の周縁に」に改めます。

名古屋市環境局公害対策部公害対策課

名古屋市告示第 204号

土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針の改正について

土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針（平成17年名古屋市告示第 178号）の一部を次のように改正します。

平成19年 5月18日

名古屋市長 松原武久

第 4項第 2号中「その公表は、市政記者クラブを通じた報道公表及び市のホームページを用いたインターネット上の公表により行うものとする。」を「その公表は、市のホームページを用いたインターネット上の公表により行うものとし、調査した井戸から処理基準等を超える地下水汚染が認められた場合は、併せて市政記者クラブを通じた報道公表により行うものとする。」に改めます。

名古屋市環境局公害対策部公害対策課

名古屋市上下水道局告示第5号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成19年5月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び関係の名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月16日

名古屋市上下水道局長 西 部 啓 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成19年6月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
北区	上飯田東町	2丁目	一部	北区名城一丁目 名古屋市上下水道局名城 下水処理場
	山田町	4丁目	〃	〃
西区	幅下一丁目		〃	中川区広住町 名古屋市上下水道局露橋 下水処理場
中川区	中郷二丁目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出 下水処理場
港区	中川本町	7丁目	〃	港区宝神四丁目 名古屋市上下水道局宝神 下水処理場
守山区	下志段味	長根横堤	〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山 下水処理場
	苗代二丁目		〃	〃

緑区	有松町	桶狭間・嵐廻間 桶狭間・藪下	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 下水処理場
	大高町	殿山 坊主山	〃	〃
	鳴海町	大清水 八ツ松	〃	〃
天白区	天白町	平針・黒石	〃	〃
	平針台一丁目		〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

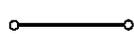
合流式	北区 西区 中川区 港区
分流式	守山区 緑区 天白区

排水施設の位置図

北区（合流式）



供用開始区域



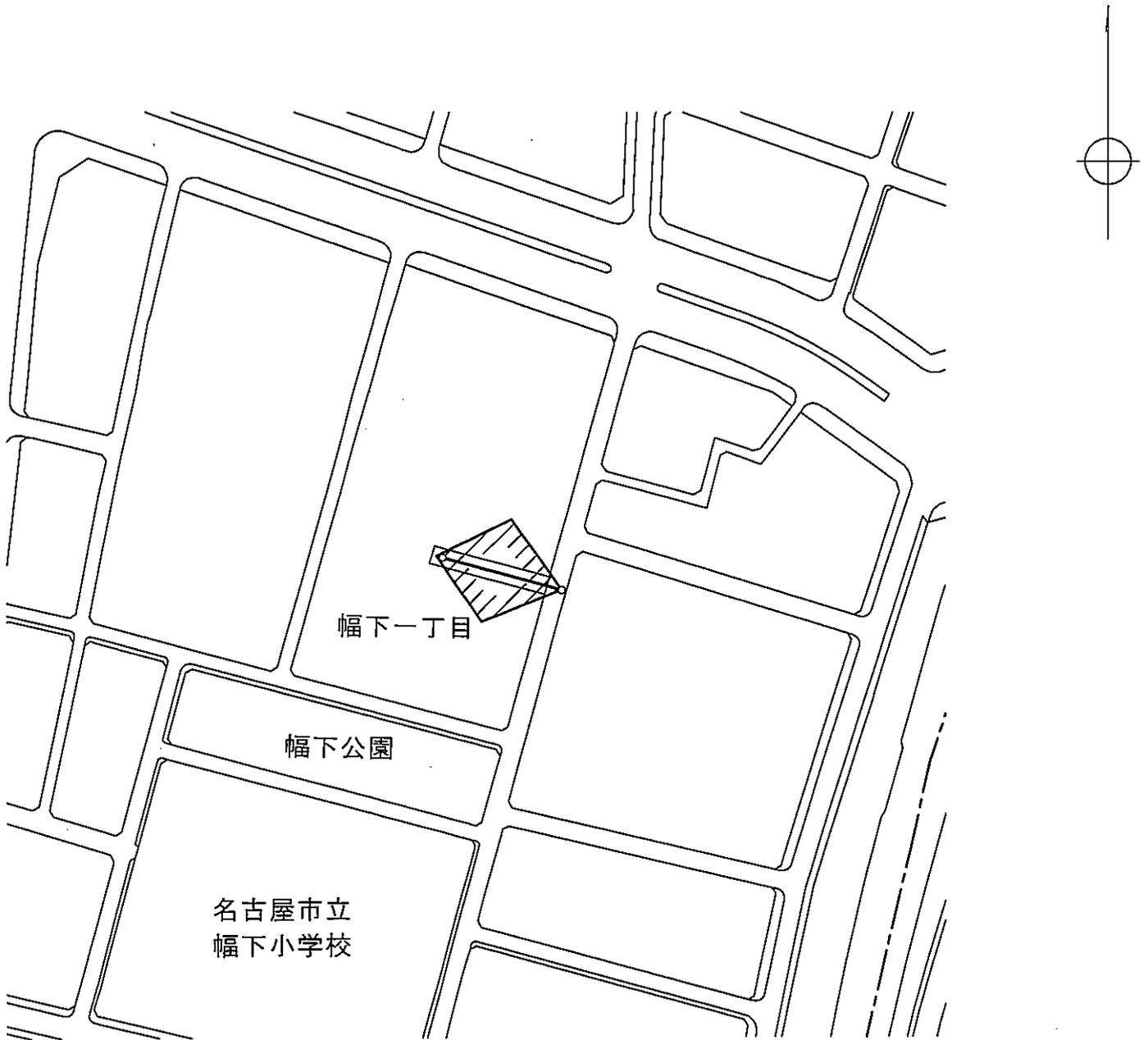
供用及び処理を開始する下水道



区界

排水施設の位置図

西区（合流式）



供用開始区域



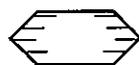
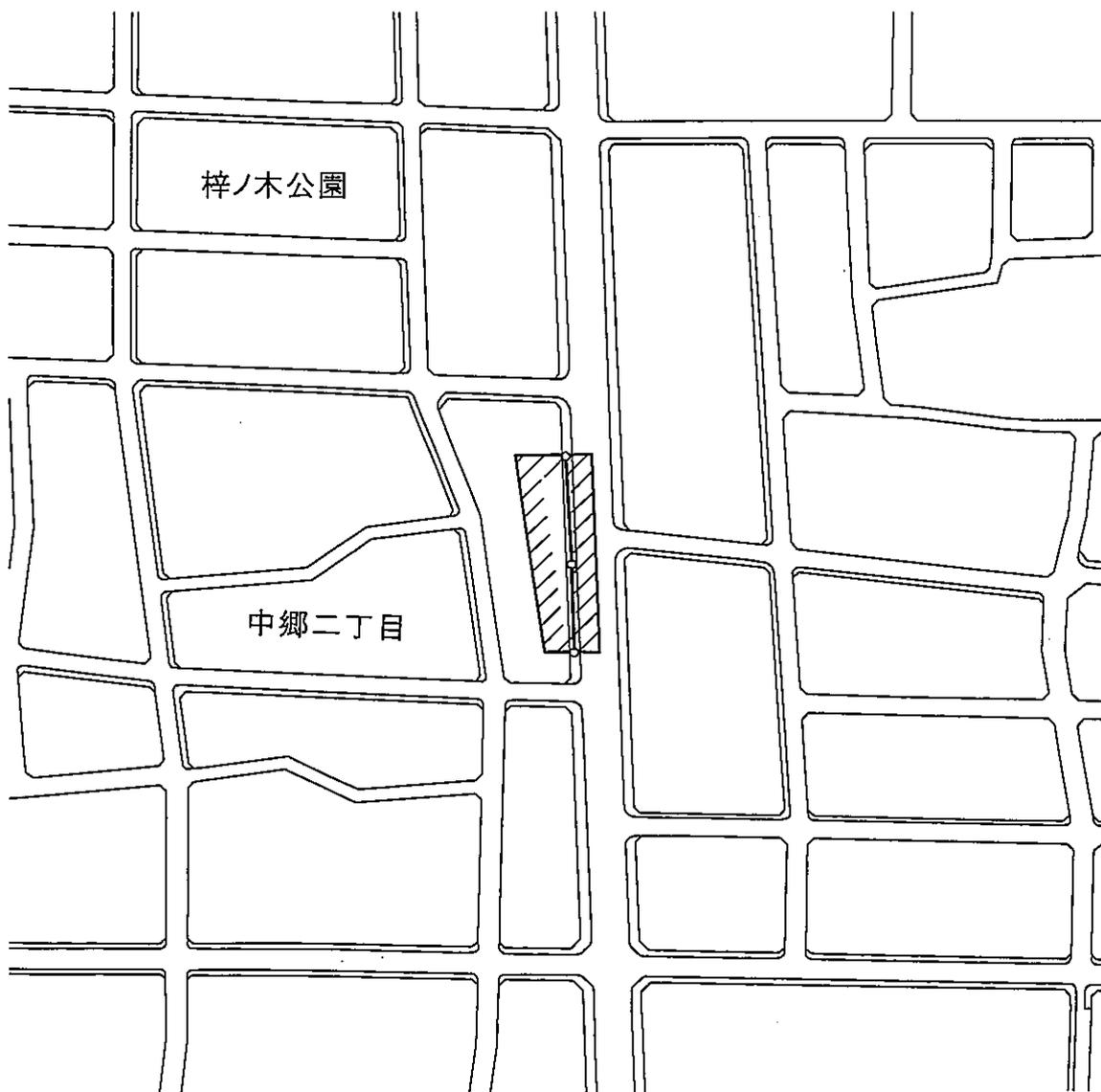
供用及び処理を開始する下水道



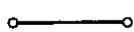
区界

排水施設の位置図

中川区（合流式）



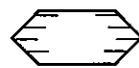
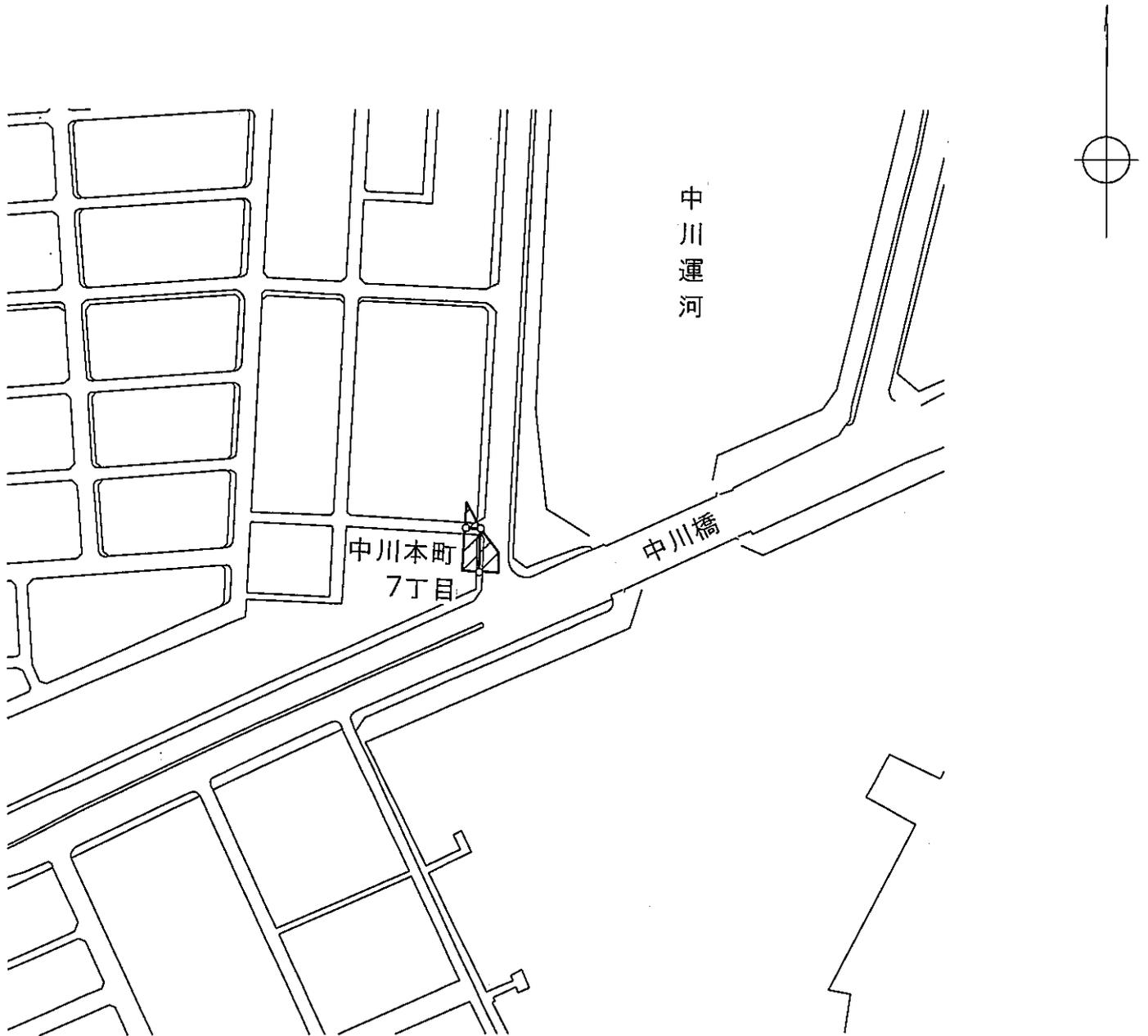
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（合流式）



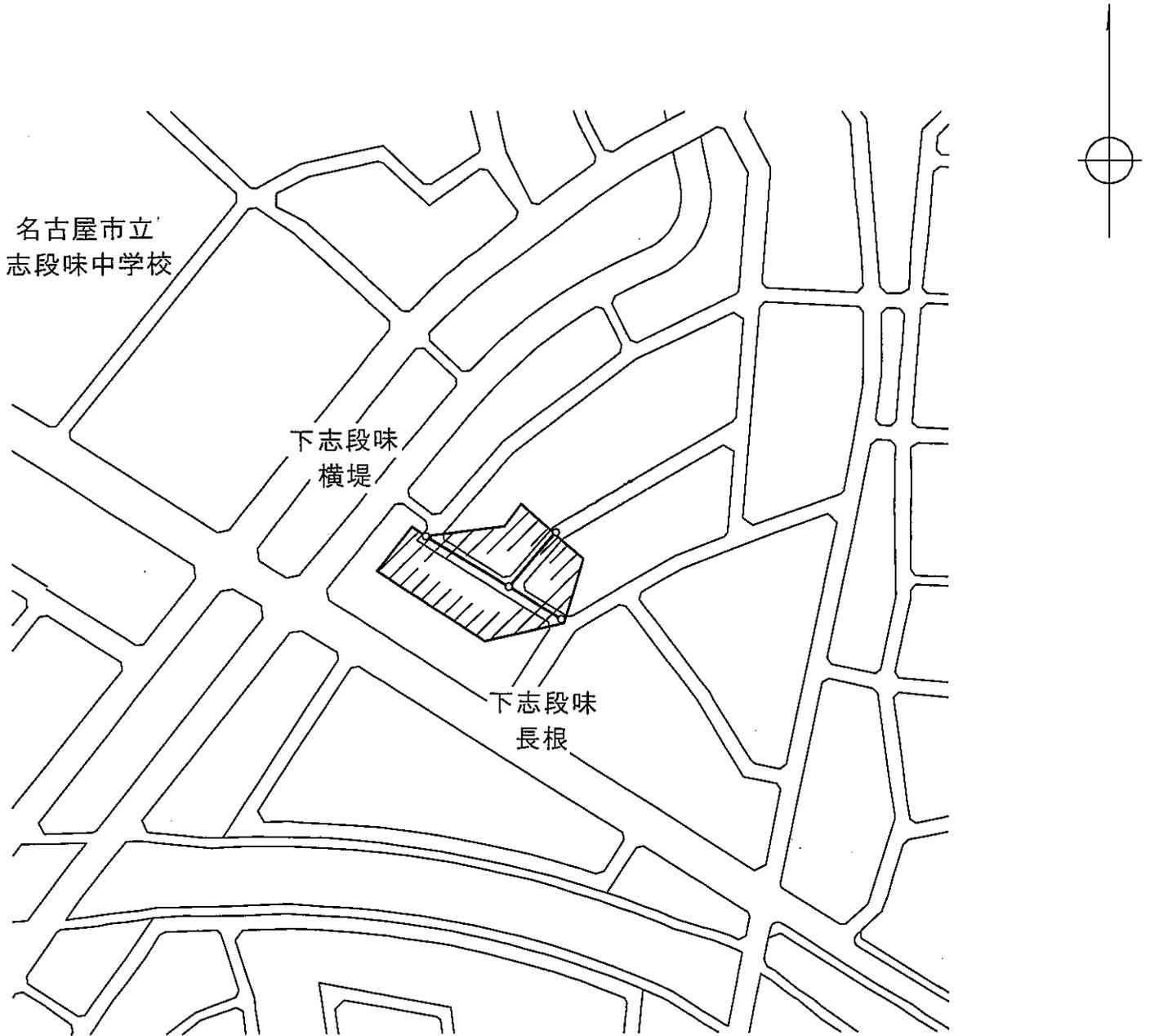
供用開始区域



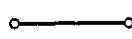
供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式） No. 1



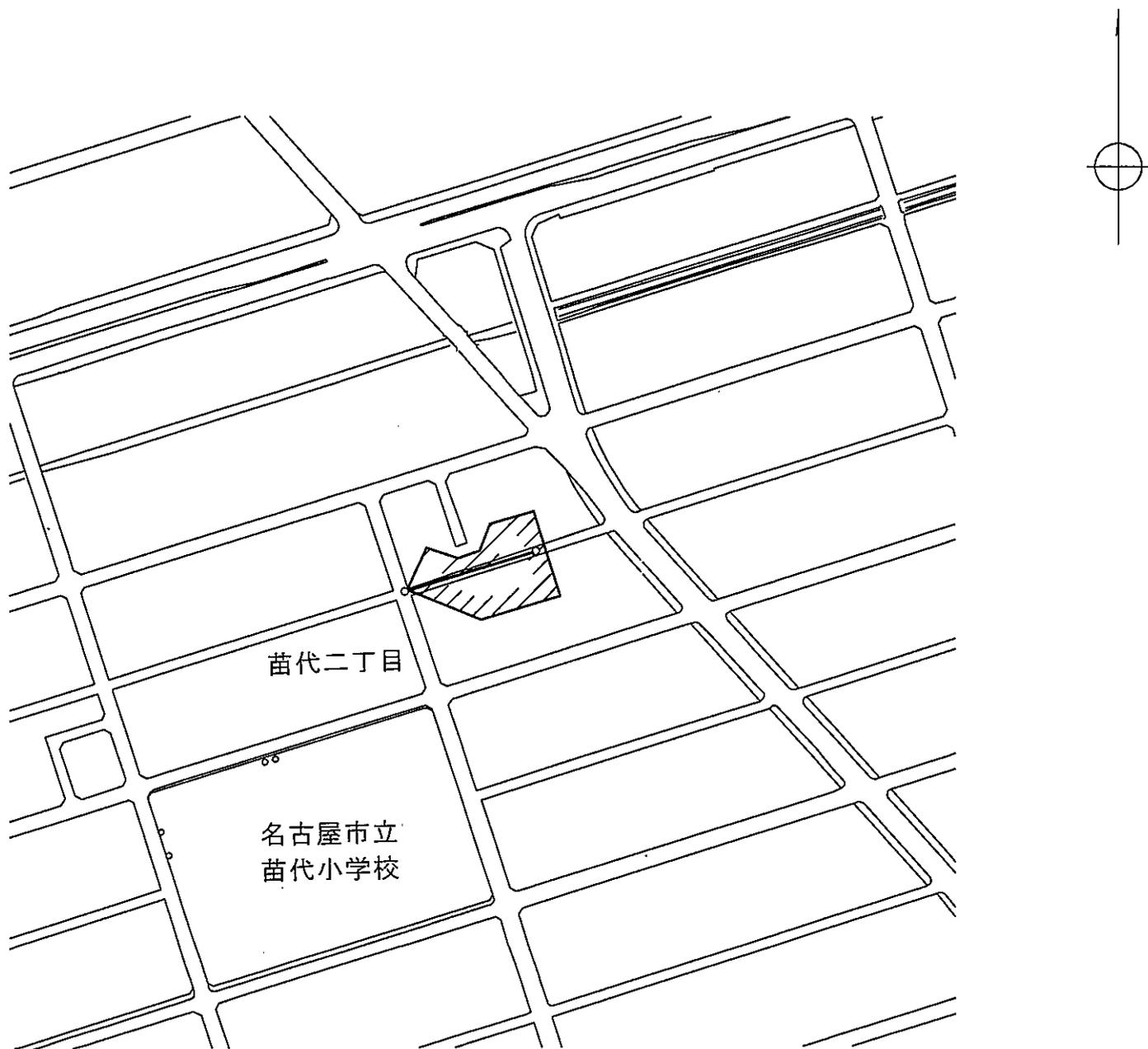
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式） No. 2



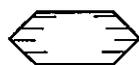
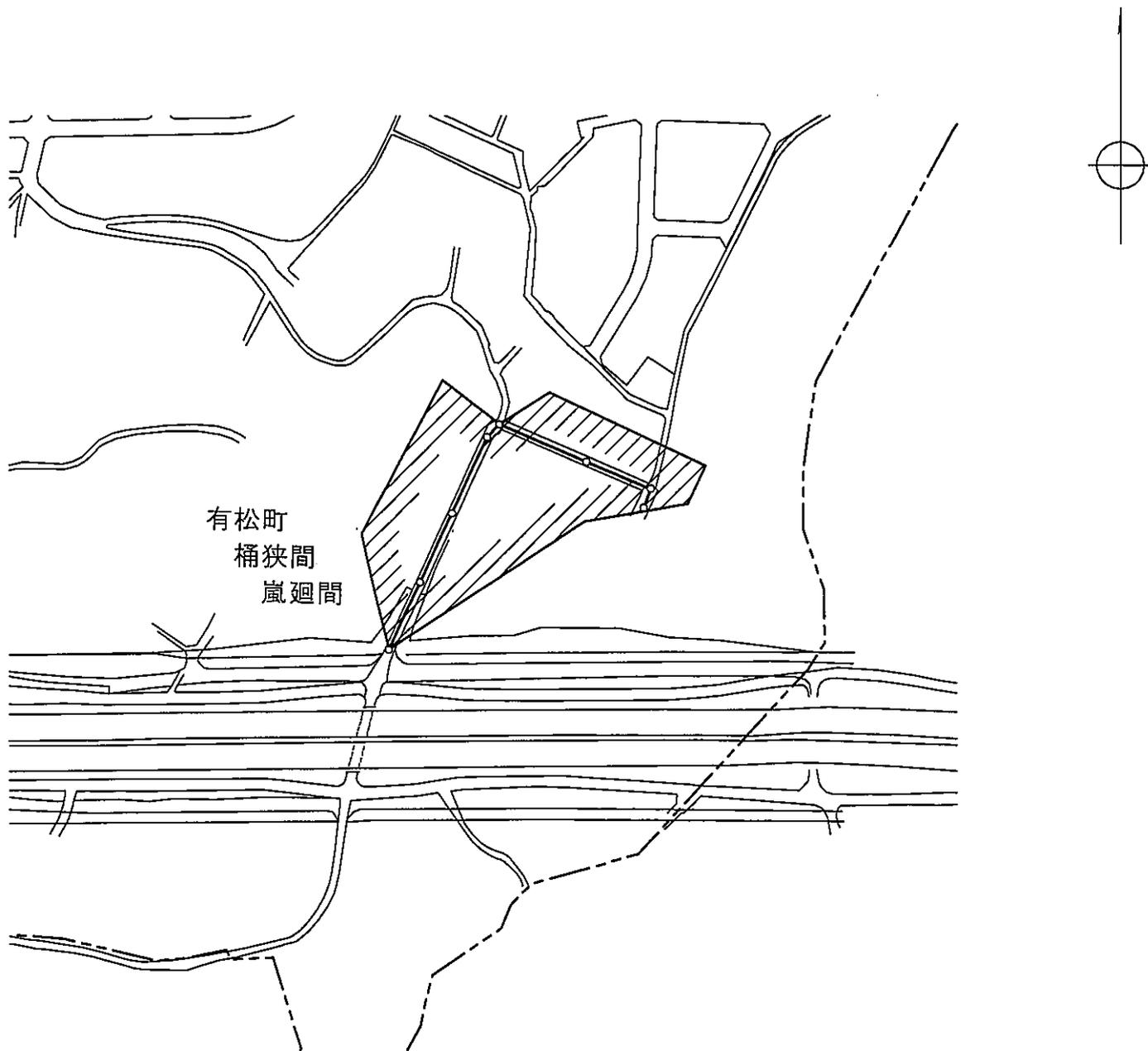
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式） No. 1



供用開始区域



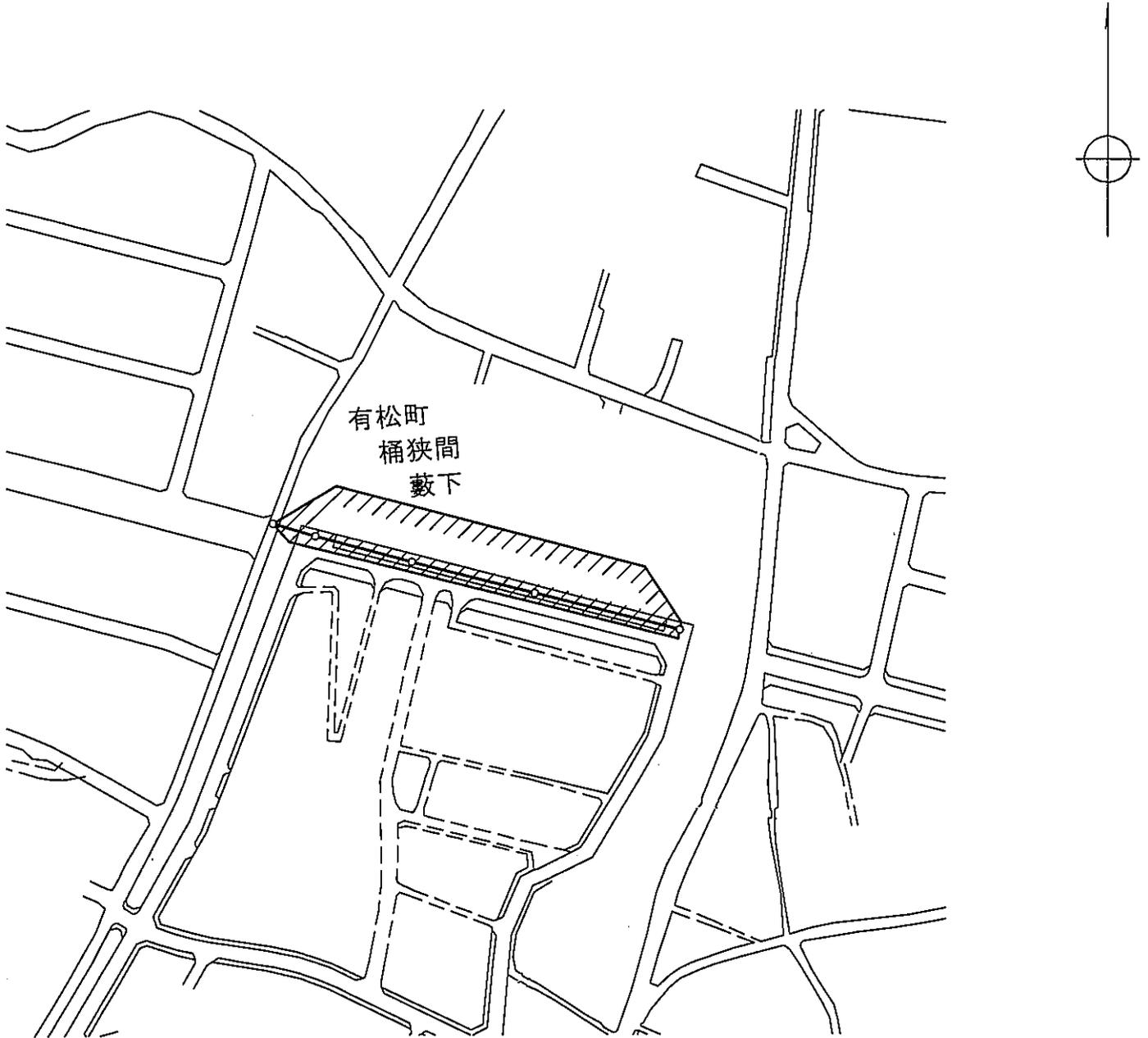
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設的位置図

緑区（分流式） No. 2



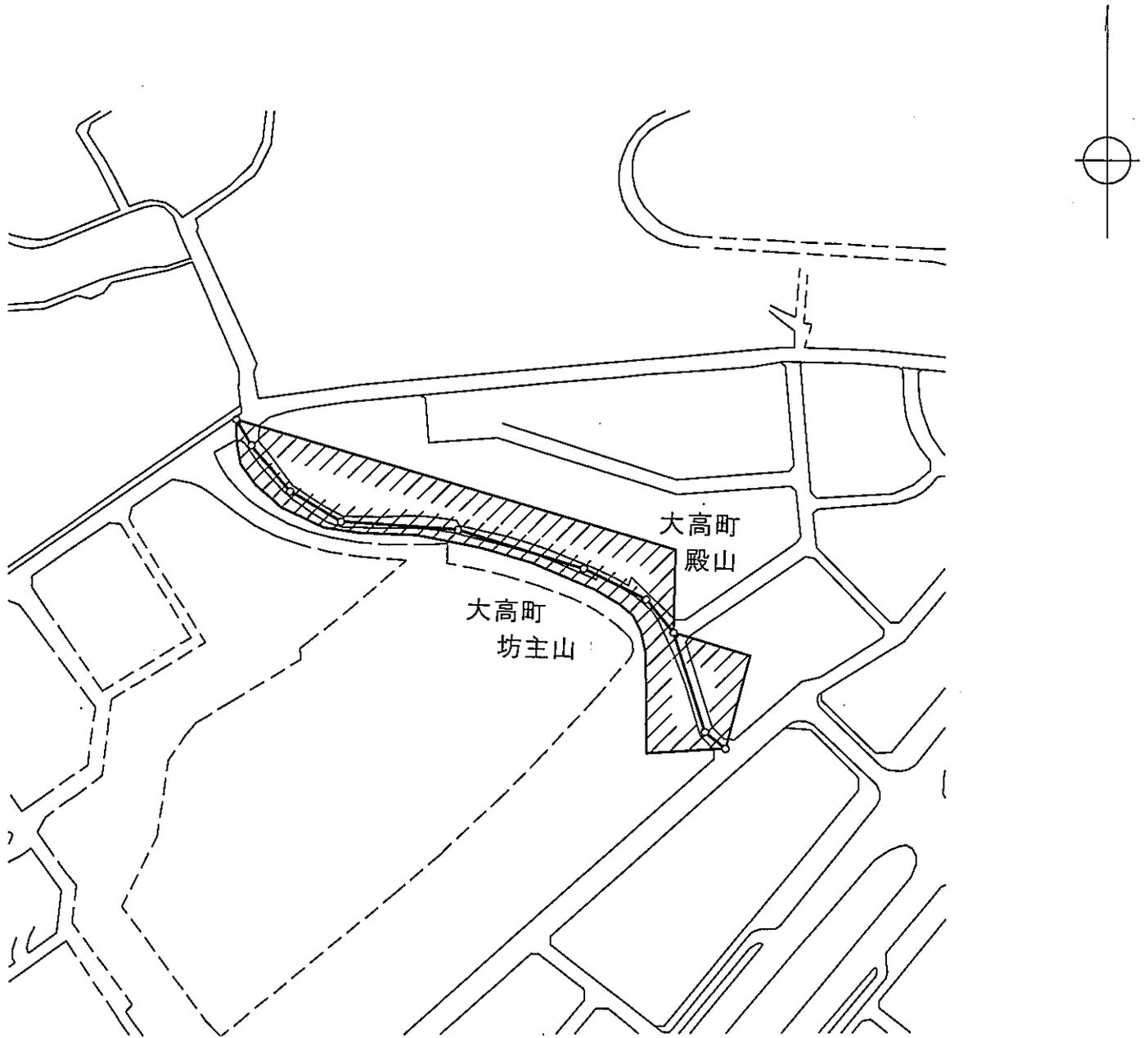
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式） No. 3



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式） No. 4



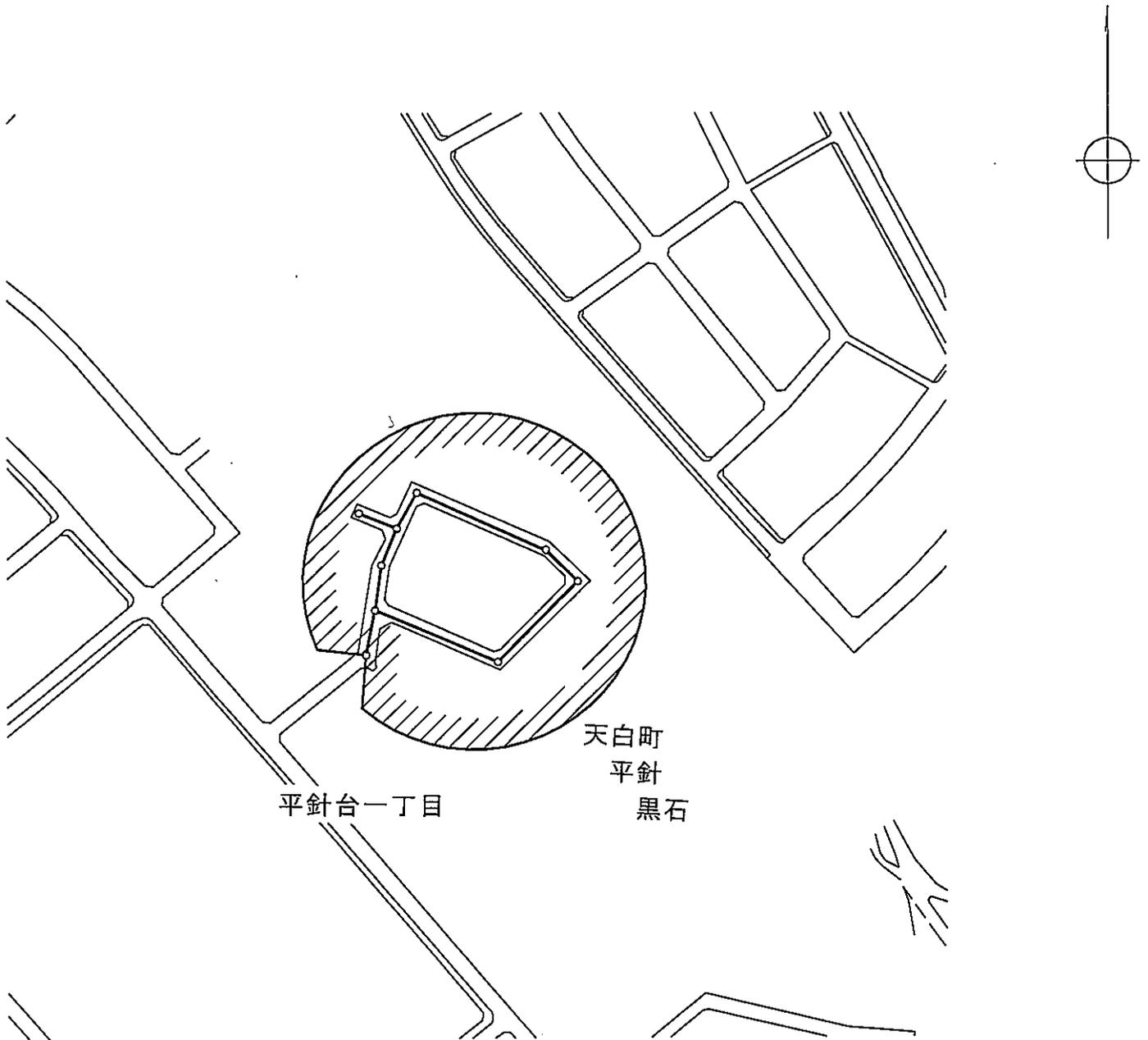
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

平成 19 年監査公表第 4 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 19 年 5 月 14 日

名古屋市監査委員職務執行者	小 島 七 郎
同	田 中 里 佳
名古屋市監査委員	加 藤 雄 也
同	本 田 俊 一 郎

平成 19 年監査公表第 3 号関係分（平成 19 年 4 月 30 日現在の措置状況）

住宅都市局（工事関係）

1 接地線について注意又は改善すべきもの

ア 変圧器の接地線の太さの選定について

（指摘事項）

「南養護移転改築電気工事」において変電設備を設置するに当たり、第 1 及び第 2 キュービクルに 3 台の変圧器を設置し、B 種接地極まで接地線（アース線）を敷設することとしていた。

国土交通省の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）では、変圧器の容量に対応する接地線の太さを定めている。また、社団法人日本電気協会の内線規程では、一つの接地極を共用する接地線の太さは、個々の変圧器の容量より選定した太さのものうち最大の太さのものを使用することとしている。

本工事では、3 台の変圧器のうち 1 相あたりの容量が一番大きく最も太い接地線が必要となるのは、第 2 キュービクルの単相 3 線変圧器であり、これに適合する接地線の太さは標準仕様書では 60mm²以上となる。

しかし、設計では一部の接地線の太さを 38mm²としており、施工においても 38mm²の接地線を敷設していた。接地線の太さを、標準仕様書に適合するよう改善されたい。

（措置状況）

「南養護移転改築電気工事」における第 2 キュービクルからの接地線の太さについては、標準仕様書に適合するよう接地線 38mm²を追加施工しました（平成 18 年 10 月 1 日施行）。

イ 低圧用機械器具の接地線の太さの選定について

（指摘事項）

「新弥次エ第一次更新住宅電気工事」及び「消防航空隊移転改築電気工事」において、低圧用の機械器具の接地線が、国土交通省の公共住宅建設工事共通仕様書及び公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）で定める接地線の太さより、必要以上に太いものが見受けられた。それぞれの仕様書に基づき、適切な太さの接地線を選定し経済的な設計とするよう注意されたい。

（措置状況）

接地線の太さの選定については、住宅都市局及び関係公所の電気担当職員を対象にして、平成 18 年 11 月 29 日に営繕企画課が「第 2 回電気技術者説明会」を開催し、指摘事項について説明し、仕様書に基づき適切な太さの接地線を選定し経済的な設計となるよう周知徹底しました。

2 ブロック積擁壁の基礎工の積算に当たり注意すべきもの

（指摘事項）

「植田・植田南小分離新設造成工事」において、ブロック積擁壁の基礎工の積算に当たり、基礎工の単位長さ当たりの単価を作成するため、現場打基礎コンクリート工、型枠工及び基礎砕石を計上していた。しかし土木工事標準積算基準書では、現場打基礎コンクリート工には型枠工を含むとしているため、型枠工が二重計上となっていた。積算基準書に基づき適正に積算するよう注意されたい。

(措置状況)

ブロック積擁壁の基礎工の積算に当たっては、住宅都市局及び関係公所の職員を対象にして、平成19年2月14日に監理指導室が開催した「第7回技術職員研修会」の中で、指摘事項について説明し、型枠工を二重計上することがないように周知徹底しました。

3 換気ダクトの保温工事及び塗装工事の積算に当たり注意すべきもの

(指摘事項)

「稲武野外教育センター第1本館改築その他衛生工事」において、特記仕様書でダクトについて保温は給気ダクトのみ行うとし、塗装は国土交通省の機械設備工事共通仕様書のとおりとしている。なお、共通仕様書では亜鉛メッキされたもので、常時隠ぺいされる部分は塗装の必要がないとしている。

換気ダクトの保温工事及び塗装工事の積算に当たり、特記仕様書に基づき給気ダクトに保温の費用を計上すべきところ、誤って塗装の費用を計上していたため、その費用が過小となっていた。また、塗装の必要のない亜鉛メッキされたダクトの隠ぺい部に塗装の費用を計上していたため、その費用が過大となっていた。特記仕様書及び共通仕様書に基づき適正に積算するよう注意されたい。

(措置状況)

換気ダクトの保温工事及び塗装工事の積算に当たっては、住宅都市局及び関係公所の機械担当職員を対象にして、平成18年11月30日に営繕企画課が「第2回機械技術者説明会」を開催し、指摘事項について説明し、特記仕様書及び共通仕様書に基づき適正に積算するよう周知徹底しました。

4 警報盤の単価の採用に当たり注意すべきもの

(指摘事項)

「稲武野外教育センター第1本館改築その他電気工事」において、最低6回線を必要とする警報盤を1面設置することとしていた。電気設備工事標準単価表には6回線の警報盤の単価は記載していないため、特注品として見積単価を採用していた。しかし、単価表に記載してある10回線の警報盤は汎用品であることからその単価は、見積単価より安価だった。したがって、10回線の警報盤の単価を採用すべきところ見積単価を採用していたため、その費用が過大となっていた。

見積単価の採用に当たっては、単価表と比較検討し、より経済的な積算を行うよう注意されたい。

(措置状況)

警報盤の単価の採用に当たっては、住宅都市局及び関係公所の電気担当職員を対象

にして、平成18年11月29日に営繕企画課が「第2回電気技術者説明会」を開催し、指摘事項について説明し、見積もり単価の採用に当たっては、単価表と比較し、より経済的な積算を行うよう周知徹底しました。

5 その他積算にあたり注意すべきもの

積算について次のような事例が見受けられたので注意されたい。

(指摘事項)

ア 「富士見台小体育館棟及びプール棟改築工事」において、金属製建具の単価の決定に当たり見積書を参考にしてしたが、そのうち1か所で誤って単価を決定していたため、その費用が過大となっていた。

(措置状況)

金属製建具の単価の決定に当たっては、住宅都市局及び関係公所の職員を対象にして、平成19年2月14日に監理指導室が開催した「第7回技術職員研修会」の中で、指摘事項について説明し、見積りによる単価の決定を適正に行い、費用が適正になるよう周知徹底しました。

(指摘事項)

イ 「比良第9次公営住宅新築工事」において、屋上防水工事の防水端末押さえの費用を、施工する必要のない部分も含めて積算していたため、その費用が過大となっていた。

(措置状況)

屋上防水工事の防水端末押さえの費用の積算にあたっては、住宅都市局及び関係公所の職員を対象にして、平成19年2月14日に監理指導室が開催した「第7回技術職員研修会」の中で指摘事項について説明し、施工する部分を正しく積算し、その費用が適正になるよう周知徹底しました。

(指摘事項)

ウ 「国際会議場イベントホール音響設備改修工事」において、一部の音響設備の費用を誤った数量で積算していたため、その費用が過小となっていた。

(措置状況)

音響設備の積算にあたっては、住宅都市局及び関係公所の電気担当職員を対象にして、平成18年11月29日に営繕企画課が「第2回電気技術者説明会」を開催し、指摘事項について説明し、正しい数量で積算し費用が適正になるよう周知徹底しました。

6 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に係る手続きに当たり注意すべきもの

(指摘事項)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下、「建設リサイクル法」という。)では、対象建設工事の市長への通知、通知に係る事項の説明、工事請負契約に係る書面の記載事項、発注者への報告等の手続きを定めている。建設リサイクル法に

係る手続きについて調査した結果、次のような事例が見受けられた。

ア 市長への通知をしていなかったもの

イ 請負契約に係る書面に特定建設資材廃棄物の一部が記載されていなかったもの

ウ 再資源化等を行う施設の名称及び所在地が変更されていたにもかかわらず、その変更手続きを行っていないもの

建設リサイクル法に係る手続きについては前回も指摘したところであり、その手続きを適正に行うよう周知徹底されたい。

(措置状況)

建設リサイクル法に係る手続きについては、住宅都市局及び関係公所の職員を対象にして、平成19年2月14日に監理指導室が開催した「第7回技術職員研修会」の中で、指摘事項について説明し、その手続きについて適正に行うよう周知徹底しました。

7 共通仮設費の積上げ分の積算について注意すべきもの

(指摘事項)

建築工事標準単価表では、共通仮設費の積上げ分を定めており、六価クロム試験費等は別途積上げることとしている。これらの費用について調査した結果、次のような事例が見受けられた。

ア 六価クロム試験費について、その費用を計上していなかったもの、また、直接工事費に計上していたもの

イ 室内空気中化学物質濃度測定について、その費用を計上していなかったもの、また、直接工事費に計上していたもの

ウ 近隣家屋調査について、その費用を共通仮設費に計上せず経費算定後に計上していたもの

共通仮設費の積上げ分について標準単価表に基づき適正に積算するよう注意されたい。

(措置状況)

共通仮設費の積上げ分の積算については、住宅都市局及び関係公所の職員を対象にして、平成19年2月14日に監理指導室が開催した「第7回技術職員研修会」の中で、標準単価表に基づき適正に積み上げ計上するよう周知徹底しました。

8 養生シート等の存置日数について検討すべきもの

(指摘事項)

建築工事標準単価表及び市営住宅建築工事標準単価表では、落下物による危険防止のために設置する養生シート及び養生防護棚の単価を定めている。

養生シートについては、それぞれの標準単価表で階数別に存置日数を算定し、その日数に基づき階数別に単価を定めているが、存置日数の算定方法が異なっている。養生防護棚についても、存置日数の算定方法が異なっており、また、市営住宅建築工事標準単価表では階数別に単価を定めていない。

養生シート及び養生防護棚は危険防止のため設置するものであり、安全面では、建築工事標準単価表の算定方法が妥当と考えられるので、市営住宅建築工事標準単価表

について建築工事標準単価表に準じて改定されるよう検討されたい。

(措置状況)

市営住宅建築工事標準単価表における養生シート及び養生防護柵の存置日数等については、平成19年2月26日に監理指導室が建築工事標準単価表と整合するよう市営住宅工事標準単価表及び積算基準を改定し、関係課に通知することにより周知徹底しました(平成19年3月1日施行)。

9 契約変更に係わる設計変更の指示に当たり注意すべきもの

(指摘事項)

住宅都市局工事施行要綱では、設計変更等で契約変更に係わる指示、承諾又は協議については所定の書面で行わなければならないとしている。また、その書面は、課室公所長の決裁を経るものとなっている。

契約変更に係わる指示をした工事について調査した結果、「仲田公営住宅新築工事」始め3件の工事において、課長等の決裁を経ず、請負人への指示を所定の書面により行っていなかった。

契約変更に係わる設計変更について指示する場合は、工事施行要綱に基づき、所定の書面で決裁を経て設計変更の意思決定を行い、また、請負人への指示を書面で行うよう注意されたい。

(措置状況)

契約変更に係わる設計変更の指示に当っては、住宅都市局及び関係公所の職員を対象にして、平成19年2月14日に監理指導室が開催した「第7回技術職員研修会」の中で、指摘事項について説明し工事施行要綱に基づき所定の書面で決裁を経て設計変更の意思決定を行い請負人への指示を書面で行うよう周知徹底しました。

10 コンクリートの施工管理に当たり注意すべきもの

(指摘事項)

今回の実地検査で測定対象とした基礎のコンクリートの施工管理について調査したところ、コンクリート供試体の採取及び打設後の湿潤養生を、国土交通省の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」の規定どおりに行っていなかった。コンクリートの施工管理に当たっては、コンクリートの調合から打ち込み及び養生まで、標準仕様書に基づき適切に管理するよう注意されたい。

(措置状況)

コンクリートの施工管理に当っては、平成18年12月26日付けで、監理指導室が工事担当課公所にコンクリートの調合から打ち込み及び養生まで、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」もしくは「土木工事標準仕様書」等の規定に基づき、管理を行うよう通知しました。

また、住宅都市局及び関係公所の職員を対象にして、平成19年2月14日に監理指導室が開催した「第7回技術職員研修会」の中で、指摘事項について説明し、コンクリートの施工管理を適正に行うよう周知徹底しました。

緑政土木局（工事関係）

1 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の算定に係る処分費等の取り扱いについて注意すべきもの

（指摘事項）

共通仮設費（率分）、現場管理費及び一般管理費等の費用は、率計算によって算定される。その算定に当たって、土木工事標準積算基準書では、処分費等が含まれる場合の取り扱いを定めている。処分費等が規定の金額を超える場合は、処分費等のうち、規定の金額分は共通仮設費等の対象金額として扱い、規定の金額を超える分は対象金額としないとしている。

「主要地方道（県道）名古屋第2環状線舗装道補修工事（緑-1）」始め2件の工事において、既設舗装を取りこわすこととし、一部が特殊な舗装であったため、特殊舗装の処分費を見積単価で、標準舗装の処分費を基本単価で積算していた。

共通仮設費等の算定に当たって、処分費の合計が規定の金額を超えていたため、処分費の合計のうち規定の金額分のみを共通仮設費等の対象金額として算定すべきところ、誤って見積単価の処分費も共通仮設費等の対象金額に含めていたため、その費用が過大となっていた。

見積りを採用して処分費等を積算する場合の共通仮設費等の算定に当たっては、積算基準書に基づき処分費等を適正に取り扱って積算するよう注意されたい。

（措置状況）

ご指摘の件につきましては、今後積算にあたり、照査を密に行いこのような間違いがないよう関係職員に対し注意を促し、周知徹底を図りました。

2 電気通信設備工事の機器費の積算に当たり注意すべきもの

ア 機器・材料等の区分について

（指摘事項）

土木工事標準積算基準書では電気通信設備工事の積算について、機器費は工事費とは別に計上し間接工事費及び一般管理費等の算定の対象としないとしており、また、電気通信設備工事に用いる機器・材料等の区分を具体的に定めている。

「道路・河川等監視情報システム設置調整工事（観測点）」において、名古屋市内の観測点に監視カメラ設備を設置することとしていた。その費用の積算に当たり、積算基準書ではネットワークカメラ、映像伝送装置等を機器としているにもかかわらず、工事費に計上し間接工事費及び一般管理費等を積算していたため、その費用が過大となっていた。

積算基準書に基づき機器・材料等を適切に区分し、積算するよう注意されたい。

（措置状況）

ご指摘の件につきましては、今後、積算にあたり、機器・材料等を適切に区分して積算するよう、関係職員に周知徹底を図りました。

イ 機器の見積りについて

(指摘事項)

土木工事標準積算基準書では、設計単価を見積りによって決定する場合は、原則として3社以上から見積りを徴収するとしている。

「道路・河川等監視情報システム設置調整工事（観測点）」において、機器の単価の見積りを徴収していた。しかし、3社以上からの徴収が可能であったにもかかわらず、1社しか徴収していなかった。見積りを徴収する場合には、積算基準書に基づき3社以上から徴収するよう注意されたい。

(措置状況)

ご指摘の件につきましては、今後、見積りを徴収するにあたり、3社以上から徴収するよう、関係職員に周知徹底を図りました。

3 その他積算に当たり注意すべきもの

積算について次のような事例が見受けられたので注意されたい。

(指摘事項)

ア 「上小田井幹線排水路築造工事」において、立坑の土留めである連続地中壁の上部を雨水貯留管築造後に撤去することとしていたが、撤去に伴う運搬費及び処理費を計上していなかったため、その費用が過小となっていた。

(措置状況)

ご指摘の件につきましては、今後、積算にあたり、照査を密に行いこのような違算がないよう、関係職員に対し注意を促し、周知徹底を図りました。

(指摘事項)

イ 「市道若宮大通舗装道補修工事（中一1）」において、工事に伴って一般交通に支障となることから交通誘導員の配置を明示し、配置する時間帯を昼としていたにもかかわらず、車道部に配置する交通誘導員の費用を夜間の単価で積算していたため、その費用が過大となっていた。

(措置状況)

ご指摘の件につきましては、今後、積算にあたり、照査を密に行いこのような間違いがないよう、関係職員に対し注意を促し、周知徹底を図りました。

(指摘事項)

ウ 「荒子川浚渫工事」において、浚渫土を脱水する設備の運搬費の積算に当たり、その設備を次に発注する工事で引き続き使用することから往路のみとすべきところ、往復の費用を計上していたため、その費用が過大となっていた。

(措置状況)

ご指摘の件につきましては、今後、積算にあたり、照査を密に行いこのような違算がないよう、平成19年1月11日付けで港土木事務所長あてに対し注意を促し、周知徹底を図りました。

4 グレーチング蓋の設置について注意すべきもの

(指摘事項)

「船見排水路築造工事(その3)」において、新設した歩道上のU形側溝と雨水柵に、U形側溝用グレーチング蓋、柵用グレーチング蓋を設置していた。

工事共通構造図では歩道等に設置するグレーチング蓋はノンスリップ加工処理を施した細目の製品を使用すると定めているが、本工事ではノンスリップ加工処理を施していない製品を使用していた。また、柵用グレーチング蓋は並目の製品を使用していた。

歩道等に設置するグレーチング蓋については、工事共通構造図に基づきノンスリップ加工処理を施した細目の製品を使用するよう注意されたい。

(措置状況)

ご指摘の件につきましては、今後、積算にあたり、照査を密に行いこのような違算がないよう、平成19年1月11日付けで港土木事務所長あてに対し注意を促し、周知徹底を図りました。なお、現地において工事共通構造図に基づいたノンスリップ加工処理を施した細目の製品に、平成19年2月9日に対応しました。

5 積算システムの支管取付の施工単価作成について改善すべきもの

(指摘事項)

下水本管に取付管をつなぐための支管取付の労務歩掛は、下水道用設計標準歩掛表によると本管呼び径の値によって決定される。しかし、緑政土木局積算システムで支管取付の施工単価を作成するときは、労務歩掛を決定するための条件として本管呼び径の値が表示されるものの、条件を選択する画面には「支管内径」と表示される。

このように条件の内容とシステム画面の表示に相違があるため、「みどりが丘公園墓地整備工事(その2)」において、取り付け先の本管呼び径の値を選択すべきところ支管の内径の値を選択していた。そのため、誤った単価を作成し積算していた。

積算システムで支管取付の施工単価を作成するときの画面の表示を「本管呼び径」に修正するよう改善されたい。

(措置状況)

ご指摘の件につきましては緑政土木局積算システムのプログラムを修正し、支管取付の施工単価を作成するときの画面表示、B条件「支管内径」を「本管呼び径」に修正しました(平成18年11月28日対応)。

6 交通誘導員の検定資格の写し等の受理に当たり注意すべきもの

(指摘事項)

土木工事標準仕様書では交通安全管理について定めており、請負人は、交通誘導員を定めたときは公安委員会の検定資格の写し、経歴書等を監督員に提出しなければならないとしている。

交通誘導員の検定資格の写し等の提出について調査した結果、「市道松前松西町線歩道整備工事、舗装工事(広幅員)及び掘削跡復旧工事(西-1)」始め8件の工事で、その書類を受理していなかったので注意されたい。

(措置状況)

ご指摘の件につきましては平成18年9月25日に、関係職員に対して周知いたしました。今後も、研修等機会をとらえて更なる周知を計り、今後この様な事がないように注意いたします。

7 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に係る手続きに当たり注意すべきもの

(指摘事項)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下、「建設リサイクル法」という。)では、対象建設工事の市長への通知、通知に係る事項の説明、工事請負契約に係る書面の記載事項、発注者への報告等の手続きを定めている。また、建設リサイクル法届出済表示制度実施要領では通知済シールを現場の見やすい位置に貼り付けることとしている。これら建設リサイクル法に係る手続きについて調査した結果、次のような事例が見受けられた。

ア 建設リサイクル法の対象工事であったが、設計書で対象工事としておらず、この法律に係る手続きを行っていなかったもの

イ 市長への通知をしていなかったもの

ウ 請負契約に係る書面に特定建設資材廃棄物の一部が記載されていなかったもの

エ 再資源化等を行う施設の名称及び所在地が変更されていたにもかかわらず、その変更手続きを行っていなかったもの

オ 通知済シールを貼り付けていなかったもの

建設リサイクル法に係る手続きについては前回も指摘したところであり、その手続きを適正に行うよう周知徹底されたい。

(措置状況)

ご指摘の件につきましては平成18年12月25日に、関係職員に対して周知いたしました。

今後も、研修等機会をとらえて更なる周知を計り、今後この様な事がないように注意いたします。

財政局 (工事関係)

1 低入札価格調査に係る手続きに当たり注意すべきもの

ア 「契約の決定及び締結」の執行伺の起案について

(指摘事項)

名古屋市低入札価格調査要綱では、調査基準価格に満たない入札があった場合には「保留」を宣言し、事情聴取等の調査を行い、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認めるときは最低価格入札者を落札者と決定するとしている。

「榎光橋塗装工事」始め4件は調査基準価格に満たない入札で、要綱に基づき調査を行った上で落札者を決定していたが、「契約の決定及び締結」の執行伺に調査済みである旨を記載していなかったため注意されたい。

(措置状況)

調査基準価格に満たない金額の入札となった場合の請負契約の決定及び締結に当たり、執行伺に低入札価格調査済みであることを記載することとした。

イ 調査の結果の概要及び調査基準価格の公表について
(指摘事項)

「工事の請負の契約に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要綱」では、予定価格が250万円を超える工事請負契約を対象に公表の内容を定めており、その中に低入札価格調査の結果の概要及び調査基準価格が含まれている。

当局では、公表の対象となる工事請負契約の開札結果及び契約結果を閲覧に供することにより、この要綱で定める内容を公表している。しかし、低入札価格調査を行った「榎光橋塗装工事」の開札結果及び契約結果に、調査の結果の概要及び調査基準価格を記載していなかったため注意されたい。

(措置状況)

低入札価格調査を行った工事請負契約の調査結果概要及び調査基準価格について、契約事務手続要綱に基づき公表することとした。

公 告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第5項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成19年 5月16日

名古屋市農業委員会農地部会長 上 田 幸 雄

1 開催日時

平成19年 5月21日（月） 午後 2時

2 場所

名古屋市役所西庁舎 12階 第18会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第30号議案 農地法第3条の規定による所有権移転申請書の審議について

第31号議案 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

第32号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

(所有権移転)

第33号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

(賃貸借権設定)

第34号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第35号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第36号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

第37号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

第38号議案 生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取について

第39号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 5月18日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイデンみなとSC

名古屋市港区築盛町 132番 外29筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
エイデン港店・パロー品川店	エイデンみなとSC

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)エイデン	代表取締役 岡嶋 昇一	名古屋市 中村区名 駅四丁目 22番21号	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山 口市佐山 717番地 の1	平成19年 4月20日
2	(株)パロー	代表取締役 田代 正 美	岐阜県恵 那市大井 町 180番 地の1	(株)タチヤ	代表取締役 森 克幸	名古屋市 緑区神沢 一丁目 426番1 号	平成19年 5月10日

3	(株)エイデンコミュニケーションズ	代表取締役 伊藤 雅幸	名古屋市千種区覚王山通 8 丁目70番地の 1	—	—	—	平成18年 11月19日
4	—	—	—	中日興業(株)	代表取締役 加藤 正和	名古屋市 中区丸の内一丁目 6番31号	平成19年 3月28日

3 変更の日

- (1) 大規模小売店舗の名称については、平成19年 5月 1日
- (2) 小売業者については、上記2(2)で既述

4 変更した理由

小売業者の入替えのため

5 届出の日

平成19年 4月17日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成19年 5月18日から平成19年 9月18日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成19年 9月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 5月18日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイデンみなとSC

名古屋市港区築盛町 132番 外29筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

No.	小売業者	開店時刻		閉店時刻		変更年月日
		変更前	変更後	変更前	変更後	
1	中日興業(株)	午前10時00分	変更なし	午後 9時00分	午後12時00分	平成19年 5月 1日
2	(株)タチャ	—	午前 9時00分	—	午後 9時00分	平成19年 5月10日

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前 9時00分から午後 9時30分まで (年60日は午前 8時30分から午後 9時30分まで)	午前 8時30分から午前 0時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	変更前	変更後
エイデン棟建物南側荷さばき施設①	午前 9時00分から午後 6時00分まで	—

バロー棟建物 南側荷さばき 施設②	午前 6時00分から午後10時 00分まで	—
A棟荷さばき 施設①	—	午前 6時00分から午後 6時 00分まで
B棟荷さばき 施設②	—	午前 6時00分から午後10時 00分まで

3 変更の日

- (1) 小売業者の開店時刻及び閉店時刻については、上記2(2)で既述
- (2) 駐車場の利用時間帯及び荷さばき時間帯については、平成19年 5月 1日

4 変更しようとする理由

- (1) No. 1の小売業者の閉店時刻については、客の利便性の向上のため
- (2) No. 2の小売業者の開店時刻及び閉店時刻、駐車場の利用時間帯並びに荷さばき時間帯については、小売業者の変更のため

5 届出の日

平成19年 4月17日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
港区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成19年 5月18日から平成19年 9月18日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成19年 9月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 5月18日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリョー園芸センター

名古屋市港区築盛町 1番地 外 6筆

2 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物南側平面駐車場	午前 9時30分から午後 7時30分まで	変更なし
建物西側平面駐車場		
敷地南側平面駐車場	午前 9時00分から午後 9時30分まで（年60日 は午前 8時30分から午 後 9時30分まで）	午前 8時30分から午前 0時30分まで
敷地南側屋上駐車場		

3 変更の日

平成19年 5月 1日

4 変更しようとする理由

エイデンみなとSCと共用している駐車場の利用時間帯が延長されるため

5 届出の日

平成19年 4月17日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
港区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成19年 5月18日から平成19年 9月18日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成19年 9月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市議会正副議長の人事異動

梅村邦子議長は平成19年5月15日選挙された。

林孝則副議長は平成19年5月15日選挙された。

特別職人事異動

平成 19 年 5 月 17 日付

監査委員任命	(市会議員)	桜井 治 幸
監査委員任命	(市会議員)	うかい 春 美

平成 19 年 4 月 29 日付

監査委員退職	(市会議員)	小 島 七 郎
監査委員退職	(市会議員)	田 中 里 佳

正

誤

平成19年 4月25日付名古屋市公報第 706号中の訂正について

ページ	件 名	誤	正
1	目 次	監査委員会告示	監査委員告示